

○学校問題ADRに関する細則

(平成 29 年 11 月 6 日制定)

改正 2023 年 11 月 30 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、東京弁護士会紛争解決センター（以下「本センター」という。）による学校と保護者若しくは学生との間、保護者間又は学生間で生じた学校における問題に関する紛争の裁判外紛争解決手続（以下「学校問題ADR」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 本センターは、学校問題ADRに関し、次に掲げる事業を行う。

- (1) あっせん手続及び仲裁手続の実施
- (2) 広報及び宣伝
- (3) 前 2 号に掲げる事業を行うために必要な事務

(定義)

第 3 条 この細則で、学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項の幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の保育所及び同法第 59 条に規定する認可外保育施設とする。

(名簿の作成)

第 4 条 本センターは、学校問題ADRのあっせん人及び仲裁人（以下「あっせん人等」という。）、あっせん人補及び仲裁人補（以下「あっせん人補等」という。）並びにあっせん人・仲裁人助言者候補者を登録する名簿（以下「名簿」という。）を作成し、本センターに備え付ける。

(あっせん人等)

第 5 条 本センターは、名簿から、あっせん人等、あっせん人補等及びあっせん人・仲裁人助言者を指名する。

- 2 名簿に登録された会員は本センターの指定する研修を 3 年に 1 度受講するよう努めるものとし、本センターは同研修の受講者を優先的にあっせん人等又はあっせん人補等に指名することができる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(2023 年 11 月 30 日改正)

第 3 条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2024 年 1 月 18 日）から施行する。